

環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等

(電気の供給を受ける契約について)

(1) 本契約に関する基本的事項

電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として温室効果ガス等の排出の程度を示す係数及び環境への負荷の低減に関する取組の状況（新エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況等。以下「温室効果ガス等の排出の程度を示す係数等」という。）を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうちから当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする

電力の契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実にかつ安定的に供給できると見込まれる電気事業者と契約すること

エネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する施策の策定及び実施に当たっては、「中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争」の確保に留意するとともに、「他の国等の契約に関する施策」及び「エネルギー政策基本法第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策」との調和を確保するものとする

(2) 基本的な考え方

本契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- ・ 温室効果ガス等の排出の程度を示す係数（二酸化炭素排出係数）等による裾切り方式を採用
 - ・ 裾切りの設定に当たっては原則複数の電気事業者の参入が可能であることを確保
 - ・ 裾切り方式の基準等については毎年度見直しを検討
 - ・ 環境への負荷低減に関する電気事業者の取組状況の考慮（新エネルギーの導入状況・未利用エネルギーの活用状況等を評価）
 - ・ 電力の安定供給及びユニバーサルサービス性に対する十分な配慮
- （なお、上記の配慮に伴い、電気事業者による環境負荷低減の取組の推進が著しく阻害される可能性の有無についても必要に応じ検討）

(3) 本契約方式の方法等

裾切り方式において、裾切りの要件が緩い場合は、二酸化炭素排出係数の高い事業者が参加することにより、安い価格で落札される可能性が考えられる。

一方、要件が厳しい場合は、相対的に二酸化炭素排出係数の高い電気事業者が入札参加資格を得られなくなり、高い価格で落札されることとなる可能性があることから、以下の考え方を基本として、裾切りの設定方法を検討する。

- ・ 一般電気事業者に対して自由化対象の需要家への最終保障義務が課せられていること等、安定供給の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに裾切りを設定
- ・ 適切な競争の確保の観点等も踏まえ、地域ごとに原則複数の事業者の参入を確保できるよう裾切りを設定
- ・ 裾切りの設定に当たっては、新エネルギーの導入状況・未利用エネルギーの利用状況等を勘案
- ・ 裾切りの設定の検討を行う際には、当該地域において電力の供給を行っている一般電気事業者を含む複数の電気事業者の二酸化炭素排出係数¹等を参考として考慮
- ・ 裾切りの設定は、毎年度見直しを検討

(4) 検討に当たっての留意点・課題等

検討に当たっての留意点・課題等については、以下のとおり。

- ・ 裾切りの具体的な設定方法の検討
- ・ 契約に用いる二酸化炭素排出係数の課題（各年度の二酸化炭素排出係数が確定するまでの時間差への対応、事業者の環境配慮の取組や京都メカニズムクレジットの排出係数への反映方法、グリーン電力等の扱いなど）

¹ 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」第10条第2項の経済産業大臣及び環境大臣より公表された一般電気事業者及び特定規模電気事業者の供給に係る電気の二酸化炭素排出係数